

平成27年12月7日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年12月7日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成27年第4回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

12月定例会、今年の締めくくりとしての12月議会ということで、今日も全員の議員の皆様方のご出席のもとで開会をさせていただいております。

いろいろと今年1年いろんなことがありましたけれども、その思いも込めて議員の皆様方には私どもが提出しております議案に対しまして、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして議会の皆様方にとっても、また私どもにとっても有意義な12月議会、今年の締めくくりとなる議会になりますよう心から期待を申し上げて開会に際してのご挨拶とさせていただきます。

12月議会、よろしくお願い致します。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成27年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、9番村井勉君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

庄野議員。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期につきましては、本日12月7日月曜日から12月15日火曜日の9日間とし、詳細につきましては議長の方から説明方よろしくお願い致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月15日までの9日間とし、日程については、12月7日月曜日提案説明、8日火曜日休会、9日水曜日から10日木曜日一般質問、11日金曜日総務教育常任委員会、12日土曜日から14日月曜日休会、15日火曜日議案審議、と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月15日までの9日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります、「請願の撤回について」の件が1件ございます。

12月3日木曜日に、請願者、及び紹介議員より「請願の撤回について」の件が提出され、同日受理しました。

これにより、会議規則第20条に基づき、「白方幼稚園について町の対策を求める請願書」を撤回したことを報告いたします。

それにより、本日までに受理した請願は3件ですが、1件撤回しましたので、お手元に配付いたしました請願文書表は2件でございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、10月13日に開催されました総務教育常任委員会の、委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長(古川 幸義)

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について報告いたします。

平成27年10月13日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

1. 今後の白方幼稚園の在り方について、
2. 多度津町生活排水処理整備計画(案)について。

審議結果。

1. 今後の白方幼稚園の在り方について、2. 多度津町生活排水処理整備計画（案）についての説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より、一つ、町外へ入園している園児は何名なのか。

一つ、就園前の子どもを持つ保護者への意見聴取は行っているのか。

一つ、幼稚園の預かり保育の環境を整備してほしいとの意見が保護者から出ているが、検討しないのか。

一つ、白方幼稚園を廃園する方向で検討するのではなく、3年ほど期間を延長し、町全体で入園児を増やす方法を考えていただきたい。

一つ、校区外の幼稚園へ通園は、いつからできるようになったのか。

一つ、白方幼稚園から他地区の幼稚園へ通園させることにより、子どもと保護者にとって、ストレスになるなどの弊害が出る恐れがあるため、白方幼稚園を存続していく方向で取り組んでもらいたい。

一つ、幼稚園教育構想に掲げられている多度津町教育課題検討委員会はどのような構成になるのか。

一つ、白方地区に定住する人に対して、白方幼稚園の教育費を無料にするなどの政策を出して、人口減少に歯止めをかける考えはないのか。

一つ、白方地区を盛り立てるといふ思いの中、白方小学校の改築工事に取り掛かっていくため、白方幼稚園については慎重に考えて対応していただきたい。

一つ、平成23年度で公共下水道の整備が止まっているが、再開する考えはないのか。

一つ、公共下水道整備済み区域において、新たに家を建てる場合は公共下水道に接続しなければ建築確認が下りないのか。

一つ、公共下水道の整備検討対象区域89箇所において、対象区域の住民に確認しているのか。

その他多くの意見、要望があり、これに対して執行部より、一つ、町外へ入園している園児は、白方地区において1名確認しているが、それ以外は確認していない。

- 一つ、就園前の子どもを持つ保護者への意見聴取は、まだ行っていない。
- 一つ、幼稚園の預かり保育の環境整備を行うと、私立である保育所の運営を圧迫することになるので、10年前に教育委員会と保育所の間で取り決めた内容で運営を行いたい。
- 一つ、子どもたちを健全に育てていくためには、共同生活が大事であるが、今の白方幼稚園では教育環境が整っておらず、募集停止を先延ばしにすることにより、益々、教育環境が悪くなるため、平成28年度以後は状況を見て、判断したい。
- 一つ、幼稚園の校区割は小学校の校区割に準じているため、校区外の幼稚園へ通園は、前からできるようになっている。
- 一つ、現在の園児数から推計すると、今後、幼稚園の数は少なくなることから、全体を考える中で、白方幼稚園の存続は難しいと考えているため、平成28年度の募集を見て、議員皆さんに再度諮りたいと考えている。
- 一つ、多度津町教育課題検討委員会の委員は、要綱に基づいて、学識者、教育関係者等で構成するようになる。
- 一つ、白方地区に定住する人に対して、白方幼稚園の教育費を無料にするなどの政策は、他の自治体の園児数が少なくなり、同じ問題を抱えることになるので、提案し難いと考えている。
- 一つ、白方小学校の改築工事に取り掛かっていくが、多度津町の小学校と幼稚園の適正な数は今から考えていくので、それを踏まえた上で、最適な教育環境を作っていくたい。
- 一つ、公共下水道の整備は高額な費用を要し、整備するのに効率が良い場所がないため、再開は考えていない。公共下水道区域外については、合併処理浄化槽の整備を進めていきたい。
- 一つ、公共下水道整備済み区域において、新たに家を建てる場合は、公共下水道に接続することが法令等で決まっているので接続しなければいけない。
- 一つ、公共下水道の整備検討対象区域89箇所の方だけでなく、多度津町民全員に対して、生活排水処理整備計画の内容について、パブリックコメントで意見を募集し、再度検討した中で、12月定例会の委員会の中で報告したいと

思っている。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 今後の白方幼稚園の在り方について、2. 多度津町生活排水処理整備計画（案）については、委員会として了承した。

またその他として、執行部より1件の報告がありました。

以上で総務教育常任委員会の結果報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

総務教育常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。これにつきましても、すでに印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 岡部君

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定につきまして、提案説明をさせていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」とします。）の施行に伴い、番号法第9条により定められている事務および、本町で独自利用を行

う事務について、また、番号法第19条に基づく情報の提供について定め、個人番号の利用及び特定個人情報の照会・提供を可能とし、事務の運用、関係機関との連携を妨げないようにするためのものです。

条例の内容でございますが、第1条は、本条例にて番号法第9条に基づき取り扱い事務の内容を、また番号法第19条に基づき関係機関において情報の共有を可能とするために規定するものです。

第2条は、本条例の用語の意義を定めるものです。

第3条は、個人番号の利用及び情報の提供に関し、町としての責務を定めるものです。

第4条は、個人番号を取り扱う事務について別表第1（事務内容）および別表第2（該当事務において利用する情報）のとおり定義し、その利用範囲を定めるものです。

第5条は、別表第3（関係機関による情報の照会と提供）に掲げる機関が同表に掲げる機関に対し情報を提供するために定めるものです。

第6条は、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることができるようにするものです。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために共通する事項を定めた法律「行政手続法」が、処分前の手続きや、行政指導に関する手続きにつきまして、一部改正がなされたことに伴い、本条例につい

ても、改正内容に準じ、規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

今回の改正は、国民の権利利益の保護の充実を図ることを目的に、行政指導や処分に関する新たな手続きを整備したもので、その条や章の新設に併せて、目次にも、第4章に「第34条の2」を、また新たに「第4章の2」を加えました。

なお、本則の中で、法律における条項等の移動、また「名あて人」及び「かわる」のひらがな表記から漢字表記への変更、また「成年後見人、未成年後見監督人」を「後見人、後見監督人」と改めることにつきましては、改正法と併せた改正といたしましたので、それらにつきましてはの説明は省かせていただきます。

それでは、4ページ下段第2条でございます。

ここには第2号として、改正法で用いる「法令」の意味する範囲を明らかにするために、本条例も同様に、定義として「法令」を新しく置くことといたしました。

この第2号を加えることによりまして、元の第2号から第7号を1号ずつ繰り下げております。

続いて新旧対照表10ページをご覧ください。

今回の大きな改正点の1つ目となります「行政指導の方式」第33条第2項の新設です。

これは、町の機関が行政指導をする際に、許可を取り消すとか、申請を不許可にするなどと示す場合は、その相手方に対して、第1号から第3号に、取消しや不許可等の根拠となる法令等の条項や理由等を示さなければならないという明示事項を規定しております。

これもこの項を加えることによりまして、第2項を第3項、第3項を第4項に改め、また、第4項第2号には、書面請求に対して交付義務がないものとして「電磁的記録」を加えております。

続きまして、改正点の2つ目といたしまして、「行政指導の中止等の求め」第34条の2の新設でございます。

これは、第1項、行政指導がその要件を定めた法律または条例等の規定に適合しないと考えられる場合、相手方は行政指導をした町の機関に対し、第2項の申出書を提出して、その行政指導の中止やその他必要な措置をとることを求めることができるというものです。

その場合は、第3項、行政指導をした町の機関は必要な調査を行い、結果に基づき中止等の必要な措置をとらなければなりません。

最後に、13ページをご覧ください。

3つ目の改正点、「処分等の求め」として、第4章の2を設け、第34条の3を新設しております。

これは、第1項、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、誰でもその処分または行政指導をする権限を有する町の行政庁または町の機関に対して、第2項の申出書を提出して、第3項、必要な調査を行い、その是正のための処分または行政指導を行うことを求めることができるというものです。

3ページをご覧ください。

これら、行政手続法に新たに設けられた規定を参考にしつつ、本条例の運用上の課題を整理し、より一層適正な行政手続制度の構築を図るための改正を行おうとするもので、施行日は公布の日としております。

以上、簡単ではありますが、議案第2号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に、それぞれ公布されたことに伴いまして、多度津町税条例の所要の改正を行うものとなっております。

今回の改正の主な内容でございますが、平成26年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。

これを受け、平成27年度税制改正におきまして、地方税の猶予制度につきましても、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなどの見直し等が行われましたことに伴い、徴収の猶予や換価の猶予に係る申請期限や分割納付における規定の整備など、一定の事項につきまして、多度津町税条例におきましても所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させ

ていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

8ページから9ページまでをご覧くださいと思います。

第8条は、「徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法」に関する規定でございます。

第1項は、猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて、合理的かつ妥当なものに分割して納付させるものとする。

第2項は、納期限ごとの納付金額を定めること。

第3項は、納付することができない、やむをえない理由があると認めるときは、納付金額を変更することができること。

第4項及び第5項は、第2項、第3項で定めた金額を通知しなければならない、とそれぞれ定めるものです。

次に10ページから13ページ上段までをご覧くださいと思います。

第9条は、「徴収猶予の申請手続き」に関する規定で、猶予申請書に定める事項としまして、第1項は、徴収金を一時に納付することができない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保を提供する場合等の規定となっております。

第2項は、猶予申請書に添付する書類につきまして、徴収金を一時に納付することができない事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況、担保に関する書類等の規定となっております。

第3項は、差押えた財産がある場合は、申請により、その差押えを猶予又は解除することができること。

第4項から第6項は、徴収の猶予期間の延長に係る規定。

第7項は、申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とそれぞれ定めるものです。

13ページ中段から14ページ上段までをご覧ください。

第10条は、「職権による換価の猶予の手続き等」に関する規定で、財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にする恐れがあるときや、財産の換価を猶予することが、直ちに換価をすることに比べて徴収上有利である場合など、職権による換価の猶予の手続き等を定めるものでございます。

14ページ上段から15ページ下段までをご覧ください。

第11条は、「納税者の申請による換価の猶予の申請手続き等」に関する規定で、第1項は、申請による換価の猶予の申請期限は、納期限から6カ月以内と

すること。

第2項は、猶予に係る金額を期間内の各月に分割して納入させるものとする
こと。

第3項は、差押えた財産がある場合は、申請により、その差押えを猶予又は解
除することができること。

第4項から第6項は、換価の猶予期間の延長に係る規定。

第7項は、申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から
20日以内とそれぞれ定めるものでございます。

15ページ下段から16ページまでをご覧ください。

第12条は、「担保を徴する必要がない場合」に関する規定で、担保の徴取基
準について、猶予金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である
場合、また特別な事情がある場合は、担保を不徴取とすると定めるもので
す。

第18条は、「公示送達」に関する規定。

第23条は、「町民税の納税義務者等」に関する規定で、第18条では根拠法が
新条例第8条に、第23条では根拠法が新条例第9条に、それぞれ記載されたこ
とによる条文の整備となっております。

続きまして、17ページから20ページまでをご覧ください。

第2条関係でございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成
27年9月30日に公布されたことに伴いまして、多度津町税条例等の一部を改正
する条例（平成27年多度津町条例第20条）の一部を改正するものです。

地方税当局へ提出する申告書等の提出者等の個人番号、又は法人番号を記載
する欄等を追加するとした、番号制度関係の一部改正に伴う条文の整理とな
っております。

6ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、6ページ中段には、第1条「施行
期日」として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定は、公布の日から適用するものでございます。

続きまして、第2条として、「徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請によ
る換価の猶予に関する経過措置」を、それぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する

条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日法律第65号）の施行にあたり、町立幼稚園保育料を、政令の定める額を限度額とし、保護者の所得、その他世帯の状況等を勘案した額での設定を行うため、改正をおこなうものであります。

2ページの新旧対照表をごらんください。

第1条「保育料の額について」「月額5,000円」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の規定に基づき、政令の定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案し、町の規則によってその額を定めること」とするものです。

また、第3条「保育料の減免について」第1号を削り、同条第2号中「の出席を20日以上停止した」を「が月の全日にわたり欠席をする」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条2号とするものであります。

1ページにお戻りください。

なお、附則として、本条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきました。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第5号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、89億4,179万1,000円に、歳入歳出それぞれ

れ、3億7,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、93億1,949万1,000円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、児童福祉費、土木管理費などで、減額補正の主なものは、港湾費、小学校費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫負担金、県負担金などで、減額補正の主なものは、分担金などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正で、追加でございます。

事項は、水環境処理施設インバーター等交換工事、期間は、平成28年度で、限度額は、636万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正で、それぞれの限度額の補正で、道路整備事業を、1億2,590万円、防災対策事業を、1億760万円、社会教育施設整備事業を、1,390万円、臨時財政対策債を、4億4,936万5,000円にそれぞれ増額補正し、港湾整備事業を、1,760万円、教育施設整備事業を、5億2,490万円、災害復旧事業を、600万円にそれぞれ減額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

26ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、8万8,000円を増額補正し、1億2,478万9,000円に改めるものです。

項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の増額です。

28ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、4,135万1,000円を増額補正し、12億8,919万円に改めるものです。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、職員手当等、405万6,000円の増額。

目5. 財産管理費は、委託料等、70万9,000円の増額。

目6. 企画費は、負担金補助及び交付金等、1,515万円の増額。

目8. 出張所費は、職員手当等、4万5,000円の増額。

目10. 交通安全対策費は、職員手当等、5万4,000円の増額。

目12. 行政施策費は、積立金、2,000万円の増額。

項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、職員手当等、90万5,000円の増額。

30ページをお開き下さい。

項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、職員手当等、33万

1,000円の増額。

項4. 選挙費の目1. 選挙管理委員会費は、償還金利子及び割引料、1万1,000円の増額。

項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、給料等、2万9,000円の増額。

項6. 監査委員費の、目1. 監査委員費は職員手当等、6万1,000円の増額です。

32ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、1億4,725万円を増額補正し、28億9,873万5,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、繰出金等、5,167万1,000円の増額。

目2. 国民年金費は、職員手当等、21万9,000円の増額。

目3. 老人福祉費は、委託料等、144万6,000円の増額。

目6. 社会福祉施設事業費は、需用費、143万円の増額。

目7. 障害者福祉費は、扶助費等、4,523万8,000円の増額。

項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、扶助費等、1,990万円の減額。

34ページをお開き下さい。

目2. 児童保育費は、扶助費、5,864万6,000円の増額。

目3. 母子福祉費は、扶助費、350万円の増額。

目5. 乳幼児福祉費は、扶助費、500万円の増額です。

36ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、1,697万5,000円を増額補正し、6億4,847万円に改めるものです。

項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、賃金等、89万円の減額。

目2. 予防費は、委託料等、1,041万7,000円の増額。

目4. 火葬場費は、工事請負費等、230万円の増額。

目5. 環境保全費は、職員手当等、10万7,000円の増額。

項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、職員手当等、29万9,000円の増額。

目2. し尿処理費は、負担金補助及び交付金、367万2,000円の増額。

目3. じん芥処理費は、報償費等、107万円の増額です。

38ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、200万円を増額補正し、3,774万6,000円に改めるものです。

項1. 労働諸費の目1. 労働諸費は、工事請負費の増額です。

40ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、380万1,000円を減額補正し、2億3,791万8,000円に改めるものです。

- 項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、職員手当等、21万6,000円の増額。
- 目2. 農業総務費は、共済費等、58万6,000円の増額。
- 目3. 農業振興費は、負担金補助及び交付金等、556万8,000円の減額。
- 目4. 農地費は、工事請負費等、213万5,000円の増額。
- 目5. 地籍調査費は、委託料等、117万円の減額です。

44ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、7万5,000円を増額補正し、8,737万3,000円に改めるものです。

- 項1. 商工費の目1. 商工総務費は、職員手当等、7万5,000円の増額。
- 目3. 観光費は、財源内訳の変更です。

46ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、1億9,800万7,000円を増額補正し、11億1,156万4,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、繰出金等、1億9,051万8,000円の増額。

項2. 道路橋梁費の目2. 道路維持修繕費は、需用費等、440万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費は、工事請負費等、630万円の増額。

項3. 河川費の目3. 施設管理費は、需用費、633万円の増額、項4. 港湾費の目2. 港湾建設費は、工事請負費、1,000万円の減額です。

項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は、委託料等、45万9,000円の増額です。

48ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、294万8,000円を増額補正し、3億4,742万4,000円に改めるものです。

項1. 消防費の目1. 常備消防費は、職員手当等、286万9,000円の増額。

目2. 非常備消防費は、工事請負費等、31万5,000円の増額。

目3. 消防施設費は、委託料等、20万1,000円の減額。

目5. 水難救済会費は、3万5,000円の減額です。

50ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、1,635万3,000円を減額補正し、15億3,833万8,000円に改めるものです。

項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、給料等、1万6,000円の増額。

目2. 事務局費は、職員手当等、67万9,000円の増額。

項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、需用費等、65万1,000円の増額。

目3. 学校建設費は、委託料等、1,571万1,000円の減額。

項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、需要費等、17万2,000円の増額。

目2. 教育振興費は、備品購入費、260万2,000円の増額。

- 目3. 学校建設費は、工事請負費、216万円の増額。
- 項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、工事請負費等、771万2,000円の減額。
52ページをお開き下さい。
- 項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、備品購入費等、23万8,000円の増額。
- 項6. 保健体育費の目1. 保健体育総務費は、負担金補助及び交付金、18万円の増額。
- 目2. 学校給食共同調理場費は、需用費等、37万2,000円の増額です。
54ページをお開き下さい。
- 款11. 災害復旧費は、1,084万円を減額補正し、1,993万9,000円に改めるものです。
- 項1. 災害復旧費の目2. 港湾災害復旧費は、工事請負費等、440万円の増額。
- 目5. 農林水産災害復旧費は、工事請負費等、1,524万円の減額であります。
次に、歳入について説明いたします。
12ページをお開き下さい。
- 款4. 地方交付税は、2億2,148万4,000円の増額補正により、17億5,176万5,000円に改めるものです。
14ページをお開き下さい。
- 款6. 分担金及び負担金は、438万8,000円の減額補正により、1億2,221万6,000円に改めるものです。
- 項1. 分担金の目1. 農林水産業費分担金の減額です。
16ページをお開き下さい。
- 款7. 使用料及び手数料は、152万円の増額補正により、1億6,288万7,000円に改めるものです。
- 項1. 使用料の目6. 教育費使用料は、172万円の増額。
- 項2. 手数料の目3. 消防費手数料は、20万円の減額です。
18ページをお開き下さい。
- 款8. 国庫支出金は、8,827万2,000円の増額補正により、9億679万1,000円に改めるものです。
- 項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、5,293万9,000円の増額。
- 目3. 農林水産業費国庫負担金は、250万円の増額。
- 項2. 国庫補助金の目1. 総務費国庫補助金は、880万円の増額。
- 目2. 農林水産業費国庫補助金は、790万5,000円の減額。
- 目3. 民生費国庫補助金は、50万円の増額。
- 目4. 土木費国庫補助金は、716万円の増額。
- 目6. 教育費国庫補助金は、2,427万8,000円の増額です。

20ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、5,301万9,000円の増額補正により、6億7,306万8,000円に改めるものです。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、4,468万4,000円の増額。

目3. 農林水産業費県負担金は、125万円の増額。

項2. 県補助金の目2. 民生費県補助金は、644万円の増額。

目4. 農林水産業費県補助金は、135万5,000円の減額。

目6. 土木費県補助金は、200万円の増額です。

22ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、332万8,000円の増額補正により、2億7,050万4,000円に改めるものです。

項4. 雑入の目4. 雑入の増額です。

26ページをお開き下さい。

款15. 町債は、1,446万5,000円の増額補正により、13億3,936万5,000円に改めるものです。

項1. 町債の、目3. 土木債は、220万円の減額。

目5. 教育債は、60万円の減額。

目9. 臨時財政対策債は、1,936万5,000円の増額。

目11. 災害復旧債は、210万円の減額です。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、89億4,179万1,000円を、93億1,949万1,000円に改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）について、議案第7号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 矢野君。

住民課長（矢野 修司）

議案第6号及び議案第7号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についての提案説明を申し上げます。

国1ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額34億663万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,633万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

国10ページをお願いいたします。

款2. 保険給付費は、1億3,915万円増額し、20億3,776万1,000円とするものでございます。

これまでの給付実績及び今後の予測から、項1. 一般被保険者療養諸費、1億2,890万円、項3. 審査支払手数料、25万円、項4. 一般被保険者高額療養費、4,000万円を、それぞれ増額、また、項2. 退職被保険者療養諸費、2,500万円、項5. 退職被保険者等高額療養費、500万円をそれぞれ減額するものでございます。

款11. 諸支出金は、55万円増額し、6,103万4,000円とするもので、項2. 繰出金、目1. 直営診療所会計繰出金を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

国8ページをお願いいたします。

款2. 国庫支出金は、26万4,000円増額し、6億499万4,000円とするもので、項2. 国庫補助金、目2. 特別調整交付金の増額によるものでございます。

款3. 療養給付費等交付金は、2,000万円減額し、9,500万1,000円とするもので、交付金の減額通知により減額するものでございます。

款8. 繰入金は、5,122万2,000円増額し、2億3,159万4,000円とするもので、項1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。

内訳は、歳出の直営診療所会計繰出金の増額に伴います一般会計繰入金、28万6,000円の増額、保険基盤安定の額が確定したことに伴います保険基盤安定繰入金、5,093万6,000円の増額でございます。

款9. 繰越金は、1億784万8,000円増額し、2億2,653万5,000円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。

款10. 諸収入は、36万6,000円増額し、870万4,000円とするもので、歳出合計額との差額調整によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億3,970万円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億4,633万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第7号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についての提案説明を申し上げます。

直1ページをお願いいたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,599万5,000円に、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,654万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

直10ページをお願いいたします。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、55万円の増額により、808万3,000円とするもので、目1. 医療用機械器具費の備品購入費55万円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

直8ページをお願いいたします。

款3. 繰入金は、55万円増額し、1,231万7,000円とするものでございます。

歳出の総務費の増額に伴いまして、国保会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ55万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,654万5,000円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第6号及び議案第7号について、一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

上下水道課長（河田 数明）

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額9億8,028万5,000円から、歳入歳出それぞれ99万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,929万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の増額補正、並びに下水道費及び公債費の減額補正でございます。

一方、歳入は使用料及び手数料、国庫支出金、町債の減額補正、並びに繰入金、県支出金の増額補正でございます。

次に、第2条地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。
第2表、地方債の補正につきましては、限度額を2億6,220万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を486万2,000円増額補正し、2億1,130万1,000円に改めるものでございます。

これは、主に平成27年度分の消費税予定納税額が決定したことによる、公課費の増額補正でございます。

款2. 下水道費を535万3,000円減額補正し、8,639万3,000円に改めるものでございます。

これは、主に請負差金が発生したことによる、委託料の減額補正でございます。

款3. 公債費を50万円減額補正し、6億8,160万円に改めるものでございます。

これは、過去の町債の利率見直しによる長期債償還元金の増額及び利子の減額補正でございます。

続きまして歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページを、お開き下さい。

款2. 使用料及び手数料を1,000万円減額補正し、2億7,391万円に改めるものでございます。

これは、町民及び大口使用者の節水意識の向上により使用水量が減少したことによる、使用料の減額補正でございます。

款3. 国庫支出金を565万1,000円減額補正し、464万9,000円に改めるものでございます。

これは、国庫補助対象事業費の確定による減額補正でございます。

款4. 県支出金を486万円増額補正し、638万1,000円に改めるものでございます。

これは、県費補助対象事業費の確定による増額補正でございます。

款5. 繰入金を1億8,900万円増額補正し、4億2,729万6,000円に改めるものでございます。

款8. 町債を1億7,920万円減額補正し、2億6,220万円に改めるものでございます。

これは、下水道事業債及び資本費平準化債の額が確定したことによる減額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額9億8,028万5,000円から、99万1,000円を減額し、9億7,929万4,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第9号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第9号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額21億8,100万7,000円に、歳入歳出、それぞれ87万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億8,188万6,000円にしようとするものです。

この度の補正予算の内、歳出における主な増額補正は、総務管理費と保健福祉事業費です。

一方、歳入における補正は、総務費の増に伴う一般会計繰入金、保健福祉事業費等の増に伴う基金繰入金の増額をしようとするものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介10ページをお開きください。

款1. 総務費は、27万7,000円の増額補正により、5,895万4,000円にしようとするもので、項1. 総務管理費の人件費等の増額によるものです。

款2. 保険給付費は、総額での増額はありますが、項1. 介護サービス等諸費で400万円の減額。

介14ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費で400万円の増額です。

款4. 保健福祉事業費は、60万円の増額補正により、879万円にしようとするもので、項1. 保健福祉事業費の委託料の増額によるものです。

款8. 諸支出金は、2,000円の増額補正により、2,563万5,000円にしようとするもので、項1. 償還金及び還付加算金の増額によるものです。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介8ページをお開きください。

款8. 繰入金は、87万9,000円の増額補正により、3億3,069万5,000円にしようとするもので、項1. 一般会計繰入金、27万7,000円、及び項2. 基金繰入金、60万2,000円の増額によるものです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ87万9,000円を増額し、歳入歳出予算の

総額を、それぞれ21億8,188万6,000円に改めようとするものです。

以上で、議案第9号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第10号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第10号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成27年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入第1款．水道事業収益につきましては、579万7,000円を減額し、7億7,023万5,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項．営業収益を722万8,000円減額、第2項営業外収益を143万1,000円増額補正するものでございます。

支出第1款．水道事業費用につきましては、151万5,000円を増額し、7億4,800万9,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項．営業費用を397万9,000円減額、第2項．営業外費用を68万円減額、第3項．特別損失を617万4,000円増額補正するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入款1．水道事業収益、項1．営業収益、目1．給水収益につきましては、1,090万2,000円を減額するものでございます。

これは、年間予想有収水量の減少によるものでございます。

目2．受託工事収益につきましては、277万7,000円を増額するものでございます。

これは、上半期実績に基づき工事収益を増額するものでございます。

目3. その他営業収益につきましては、89万7,000円を増額するものでございます。

これは、上半期実績に基づき、手数料収益及び材料売却収益を増額するものでございます。

項2. 営業外収益、目2. 他会計負担金につきましては、70万7,000円を増額するものでございます。

これは、下水道使用料徴収等負担金を増額したためでございます。

目3. 消費税及び地方消費税還付金につきましては、22万4,000円を増額するものでございます。

これは、今回の補正予算に基づき、消費税還付金を増額するものでございます。

目5. 雑収益につきましては、50万円増額するものでございます。

これは、上半期実績に基づき、損害賠償に伴う収益を増額するものでございます。

支出款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、459万8,000円を減額するものでございます。

これは、主に配水並びに浄水量減に伴う平瀬浄水場の下水道放流費等の減額、及び入札執行に伴う委託料の減額でございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、80万9,000円を増額するものでございます。

これは、主に上半期実績に基づき、給与費を増額するものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、170万4,000円を増額するものでございます。

これは工事収益の増額に伴う工事材料費用を増額するものでございます。

目4. 業務費につきましては、204万1,000円を減額するものでございます。

これは、主に人事異動に伴う給与費を減額するものでございます。

目5. 総係費につきましては、11万4,000円を増額するものでございます。

これは主に、新しいコピー機のリースに伴う賃借料を増額するものでございます。

目8. その他営業費用につきましては、3万3,000円を増額するものでございます。

これは、材料売却収益の増額に伴う、売却材料の原価費用を増額するものでございます。

項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、68万円を減額するものでございます。

これは利率見直しに伴う、支払利息を減額するものでございます。

項3. 特別損失、目2. 固定資産売却損につきましては、617万4,000円を増額するものでございます。

これは、使用不能量水器の売却に伴う、売却損失分の金額を増額するものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、11ページから13ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第3条で、予算第4条括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,926万4,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,862万8,000円」に改め、「建設改良積立金1,166万3,000円」を、「建設改良積立金1,102万7,000円」に改め、資本的収入及び支出額につきまして、補正するものでございます。

収入第1款. 資本的収入につきましては94万1,000円増額し、3億2,332万8,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第3項. 固定資産売却代金を同額補正するものでございます。

支出第1款. 資本的支出につきましては30万5,000円増額し、5億6,195万6,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第2項. 企業債償還金を同額補正するものでございます。

次に3ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書、資本的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入款1. 資本的収入、項3. 固定資産売却代金、目1. 固定資産売却代金につきましては、94万1,000円を増額するものでございます。

これは、使用不能量水器の売却に伴う増額でございます。

支出款1. 資本的支出、項2. 企業債償還金、目1. 企業債償還金につきましては、30万5,000円を増額するものでございます。

これは、利率見直しに伴う、企業債の元金償還額を増額するものでございます。

水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきましては、14ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第8条に定めた(1)職員給与費を111万4,000円減額し、8,257万4,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから6ページに記載しております。

第5条で、予算第9条に定めた、たな卸資産購入限度額を686万7,000円に改めるものでございます。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億3,920万8,000円、2. 営業費用は6億6,396万8,000円ですので、営業損失は2,476万円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,717万円、4. 営業外費用は4,909万8,000円ですので、経常利益は331万2,000円の予定でございます。

5. 特別損失は617万5,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は471万4,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億7,625万8,000円、当年度未処分利益剰余金は5億7,154万4,000円の予定でございます。

次に、8ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部1. 固定資産合計は75億600万1,000円、2. 流動資産合計は7億9,319万円ですので、資産合計は82億9,919万1,000円の予定でございます。

次に負債の部3. 固定負債合計は31億8,848万3,000円、4. 流動負債合計は3億8,831万7,000円。

9ページをご覧ください。

5. 繰延収益合計は17億5,126万円ですので、負債合計は53億2,806万円の予定でございます。

資本の部6. 資本金合計は23億5,991万8,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億9,051万7,000円ですので、剰余金合計は6億1,121万3,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は29億7,113万1,000円、負債・資本合計は82億9,919万1,000円の予定でございます。

次に10ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、6億6,030万3,000円となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員の淀龍夫氏より、平成28年7月1日の任期満了に伴い辞意の申し出がありましたので、その後任として、石川晴久氏を推薦いたしたいと存じ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

石川氏は町内寿町12番32-2号にお住まいで、昭和24年4月22日生まれの現在66歳でございます。

経歴につきましては、香川大学経済学部をご卒業後、昭和47年に百十四銀行に入行され、丸亀東支店長、屋島支店長、白鳥支店長と勤務され、仕事を通じて地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として最適人と存じ推薦するものです。

なお、任期は平成28年7月2日から平成31年7月1日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第1号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第14、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております池内靖子氏の任期が、平成28年7月1日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、町内大字道福寺640番地2にお住まいで、昭和21年8月21日生まれの現在69歳でございます。

経歴につきましては、香川県生活研究グループ連絡協議会副会長や明るい選挙推進協議会委員など様々な分野で活動されており、地域の方々からの信望も厚く、人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員として最適と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成28年7月2日から平成31年7月1日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第2号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第15、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております篠原雅美氏の任期が、平成28年7月1日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は町内本通三丁目1番15号にお住まいで、昭和28年9月28日生まれの現在62歳でございます。

経歴につきましては、昭和52年に財団阪大微生物研究会観音寺研究所を退職後、夫の経営する有限会社篠原電機商会を手伝いながら、多度津商工会議所女性部副会長として地域の方々からの信頼も厚く、かつ、中立公正さを兼ね備えており、人権擁護委員として最適任と存じ推薦するものでございます。

なお、任期は平成28年7月2日から平成31年7月1日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第3号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

ここでお諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第10号の10議案につきまして、これを総務教育常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、10議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。
ありがとうございました。

散会 午前10時29分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 12 月 7 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記